市内業者契約事務説明会

第1部 電子契約の導入について

第2部 週休2日工事について情報共有システムについて

田原市役所 総務部 契約検査課 田中

目次

第1部

・電子契約の導入について

第2部

・週休2日工事について

・情報共有システムについて

第1部

電子契約の導入について

· 背景

説明者:田原市

・電子契約と電子契約サービスについて 説明者:弁護士ドットコム株式会社

・電子契約に関する今後について

説明者:田原市

背景

- ・品確法において I C T (情報通信技術)を活用することで、生産性の向上が図られるよう配慮することが明記されている
- ・本市の政策においてもDXを推進化するためにICTの活用に 取り組むことが明記されている

電子契約と電子契約サービスについて

説明者:弁護士ドットコム株式会社

対象契約

- ・田原市発注の全契約の契約書 (一部法令により対象外となる契約あり)
- ・令和7年10月以降に契約する案件において電子契約の利用申 出をするもの
- ・電子契約サービスの利用にあたり、受注業者の費用負担は無し
- ・電子契約の導入にあたり、紙、電子どちらでも契約方法を選択することができます。

メリット

- ①<u>契約締結の業務効率化</u> 契約書の製本や押印が不要となります。 契約書の受け取りや持参による移動がなくなります。
- ②<u>コスト削減</u> 印刷、製本、郵送や移動にかかる費用を削減できます。 収入印紙が不要となります。
- ③<u>時間や場所を問わず、契約締結が可能</u> インターネット環境とメールアドレスがあれば、どこでも利用できます。 2.4時間3.6.5日利用可能なため、いつでも契約が締結できます。
 - 24時間365日利用可能なため、いつでも契約が締結できます。 (ただし、システムメンテナンス等を除く。)

電子契約の流れ

- ① 落札者決定後、 ■ **電子契約利用申出書**の提出
- ② 田原市側で契約書一式をアップロードし、 合意ボタンをクリック(電子署名)
- ③ クラウドサインから確認依頼メールが申出書記載のメールアドレスに 届く。
- 4 内容を確認し、合意ボタンをクリック(電子署名)
- ⑤ 契約締結完了、契約書一式データはクラウドサイン上に保管されます。(契約書一式データのダウンロードは可能)

電子契約利用申出書について

田原市ホームページに参考様式を掲載予定

随意契約など入札参加資格申請書の提出がない契約の場合、ご活用ください。 ※入札案件については、入札参加資格申請書内に申出の項目を追加

(事後審査の時に提出する申請書)

※入札案件で提出してもよい

ご清聴ありがとうございました。

アンケートにご協力ください。

第2部

週休2日工事について

主な改正点

令和7年4月1日より一部の要領を改正

施工開始日、施工完了日についての記載削除

これまで施工開始日、施工完了日について、 「<u>現場着手日が月曜日である場合</u> その前日」、「<u>現場完了日が金</u>曜日である場合 その翌日」などの記載あり

→改正により施工開始日、施工完了日に関する記載が削除

※田原市週休2日工事実施要領(港湾等工事編)に基づく工事は除く

各要領ごとの週休2日工事の考え方について

工種によって週休2日工事の考え方が変わります。

月単位と通期 (施工開始日について**指定なし**)

田原市週休2日工事実施要領(土木工事編)田原市週休2日工事実施要領(建築工事編)

通期のみ (施工開始日について**指定なし**)

田原市週休2日工事実施要領(農林工事編)田原市週休2日工事実施要領(水道工事編)

※通期のみ(施工開始日について**指定あり**)

※田原市週休2日工事実施要領(港湾等工事編)については別途相談してください。

田原市のホームページに各要領を公開しています。

週休2日工事における通期と月単位の考え方について

工種によっては、通期だけでなく月単位での週休2日が適用 (基本的に補正率が高い方を採用される)

通期 :対象期間の全体で現場閉所率が28.5%の達成が必要

月単位: 対象期間中、月ごとに現場閉所率が28.5%の達成が必要

月単位について

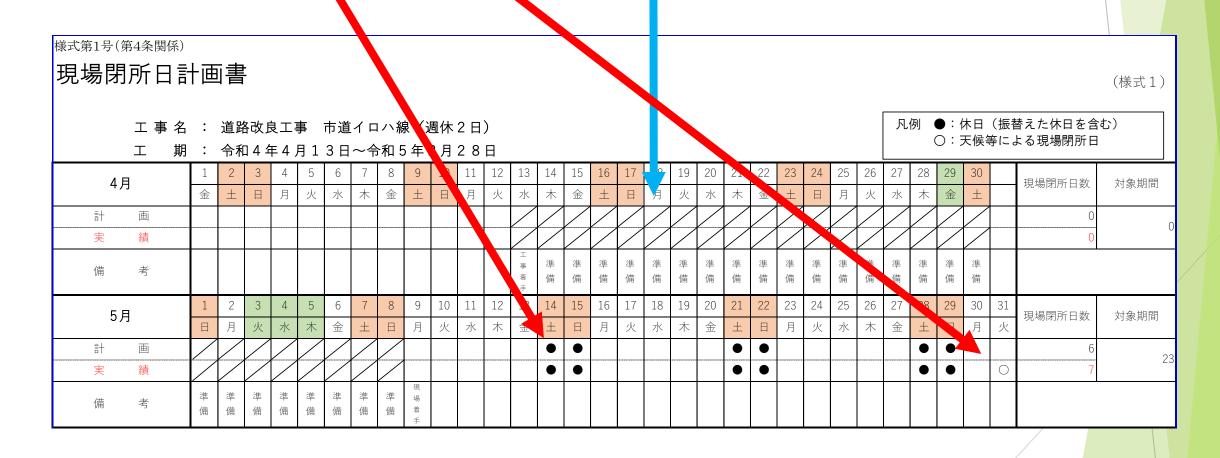
月末着手となった場合

対象期間となる日数が少なく、休日の日数分を現場閉所したとしても28.5%を達成できない可能性あり

例:とある月で残り6日で月曜日の着手(最終日が土曜日)とした場合、土曜のみ現場閉所したとすると現場閉所率は約17%となり28.5%未達成

→この場合は、<u>休日の日数分を現場閉所することで</u>その月の28.5%は<u>達成</u> できたものとする規定あり

対象期間中、<u>準備等の対象期間から除く期間</u>は、「/」、 現場閉所した期間は、「●」または「〇」を入れる



対象期間から除く期間について

- ① 準備期間 (契約上の工事の始期から本体工事又は仮設工事に着手するまでの期間)
- ②<u>後片付け期間</u>(工事の完成に際して、受注者の機器、資材、仮 設物等を撤去する期間又は清掃する期間)
- ③<mark>夏季休業</mark>(3日間)
- ④年末年始休業(6日間)
- ⑤工場製作のみを行う期間
- ⑥工事事故等により稼働しない期間
- ⑦天災に対する突発的な対応を行う期間
- ® その他受注者の責めに帰さない理由により休工し、又は作業を 行う期間

情報共有システムについて

情報共有システムについて

情報共有システムとして、愛知県のシステムを利用した場合、システム内で電子納品ができるようになりました。(その他)

成果品の提出方法

(これまで) 9月1日まで

情報共有システムの種類に関わらず、成果品としてCD2枚を提出

9月1日から

愛知県のシステムを**利用する**

・情報共有システム内の電子納品にて提出

愛知県のシステムを**利用しない**

・従来どおり成果品として CDを担当課に提出 (提出は1枚) ご清聴ありがとうございました。